



の結論は個別的な各人の生活に必要な要求が、社会によってかれらのために示されたモードと、決して完全に一致するものではない

から、社会保障の拡大が公的扶助を消滅させるものではないだろうということである。

Social Security and Public Assistance

by Paul Schoetter,

(“Sécurité sociale et assistance publique” in “Revue belge de sécurité sociale”, no. 5, May 1966, pp. 481—540); No. 122, 1966.

(ISSAの海外論文要約；平石長久)

社会保障こぼれ話

初期の家族手当

フランスの例では、家族手当は17世紀末頃に採用されたといわれている。すなわち、1667年に Louis XIV の治世下に有名な大臣としてその名を留めている Colbert が最初の家族手当を創設した。しかし、事実上では、この制度はきわめて短期間実施されたにすぎなかったし、もとより、この制度は今日の制度とは異なっていた。その後、1862年には、Napoleon III はフランスの船員に対する給付として、その考え方を復活させた。さらに、1884年には Klein というある企業が、1887年には Mr. Armel が、また、

1890年にはある鉄道が扶養家族を有する従業員に対して手当を支給していた。家族の消費活動に対する負担の補償として手当を支給する制度は、1918年に Lorient と Grenoble で現われている。なお、1922年12月19日に制定された法律により、かかる補償活動を行なうある補償基金に属する責任を、政府が負担することになった。その後、1932年には、この義務は全使用者に拡大された。

ところで、第2次大戦後相次いで独立したアフリカなどの新興国に、家族手当制度がよく採用されている。これらの国における家族手当制度は、

旧属領時代に統治国が本国の制度を移したもので、この例は旧ベルギー領や旧フランス領の地区でみられる。しかし、これらの地区における制度は、初期の頃では、適用は白人に限られたり、現地人は除外されていた。この例はアフリカだけでなく、現在のヴェトナムのようにアジアの旧フランス領でも同様であった。すなわち、旧属領において実施された初期のこの制度は、白人だけの制度にすぎなかった。たとえ現地人に適用されても、公務員が対象に含まれるだけで、しかも、その場合でも白人と現地人の給付は区別されていた。

(ISSA, *Bulletin of the ISSA*, 1951 および ILO の出版物より) (平石)